

補助事業期間と事業実施スケジュール



補助事業期間

事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

事業完了日

導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とします。

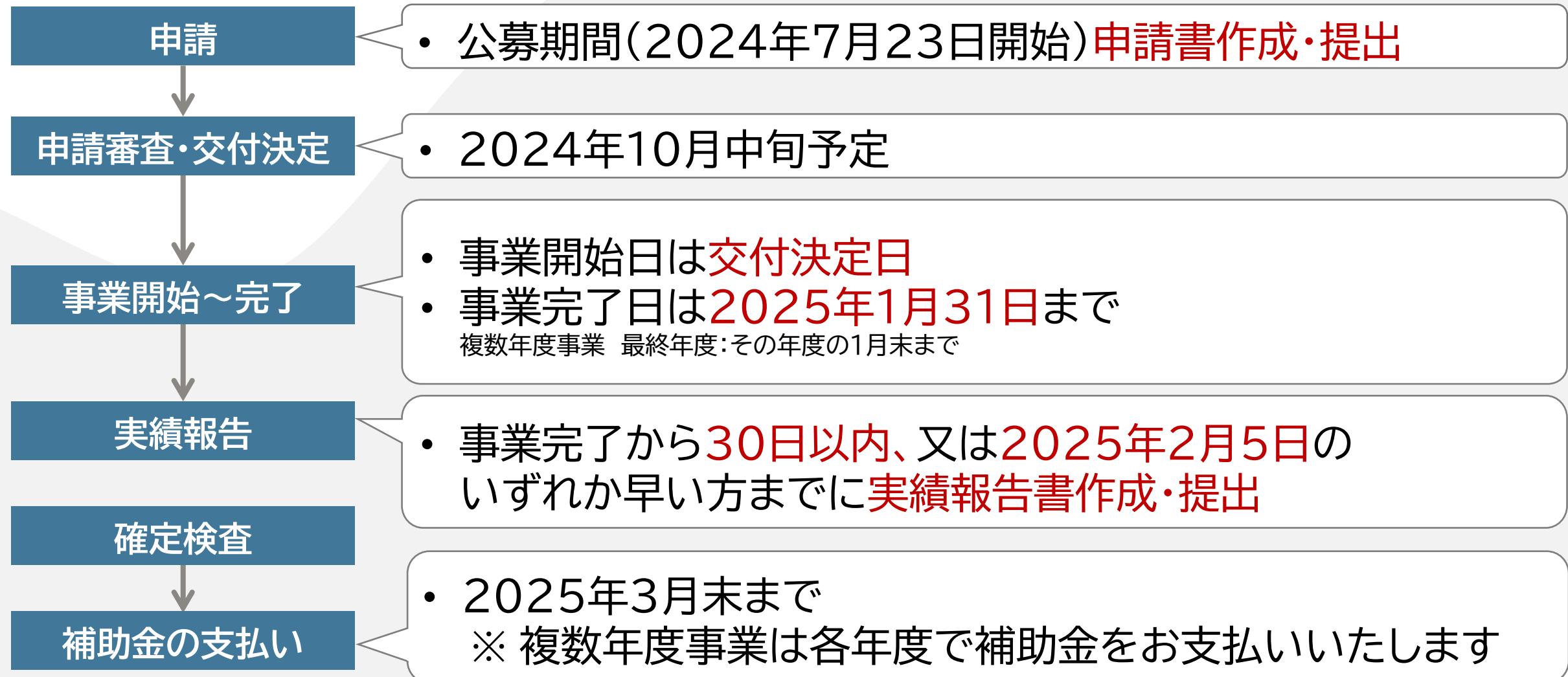
補助事業(単年度)は、原則2025年1月31日(金)まで、

複数年度事業は、各年度3月末までに必要な補助対象経費を、SIIが定める期日までに報告してください。

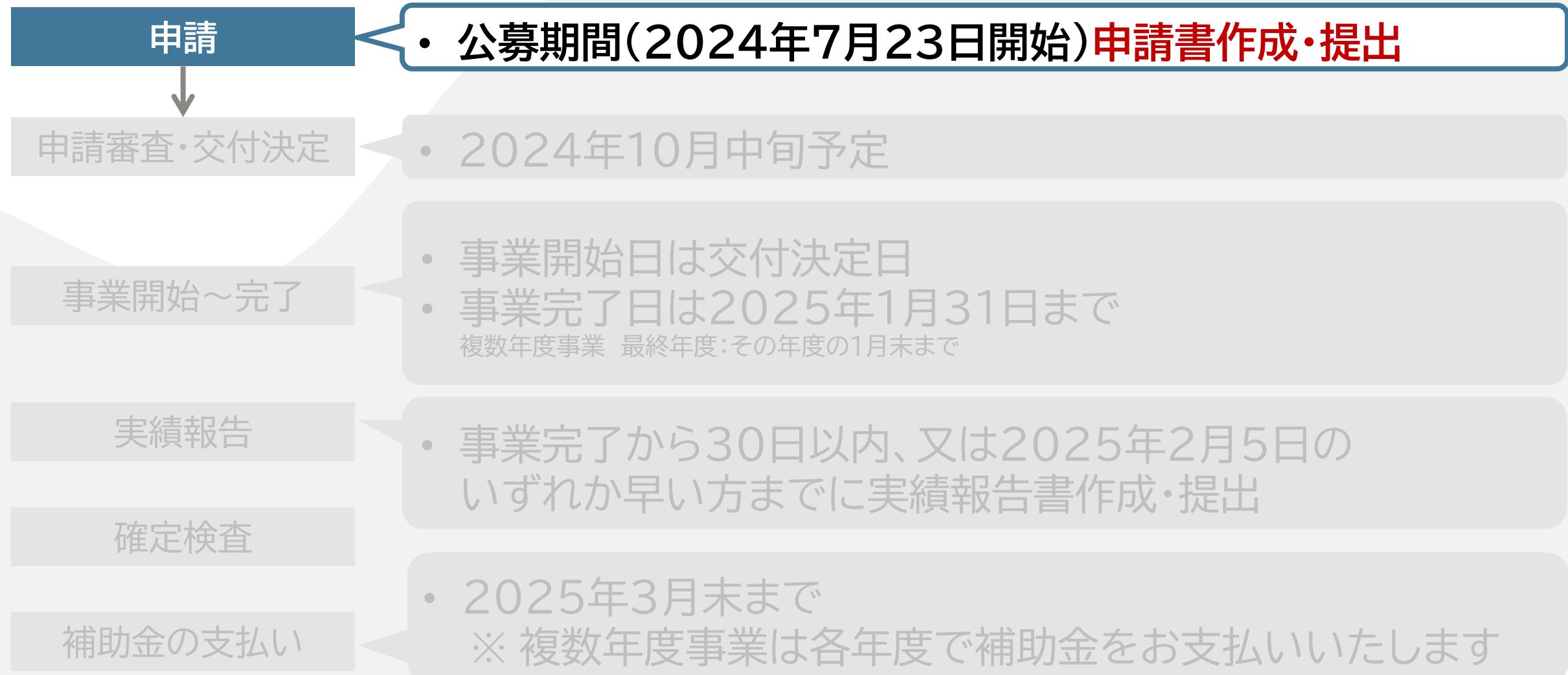
最終年度は、その年度の1月末までに補助事業を完了させてください。

- ▶ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。
事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。
- ▶ 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

事業実施スケジュール(3次公募)

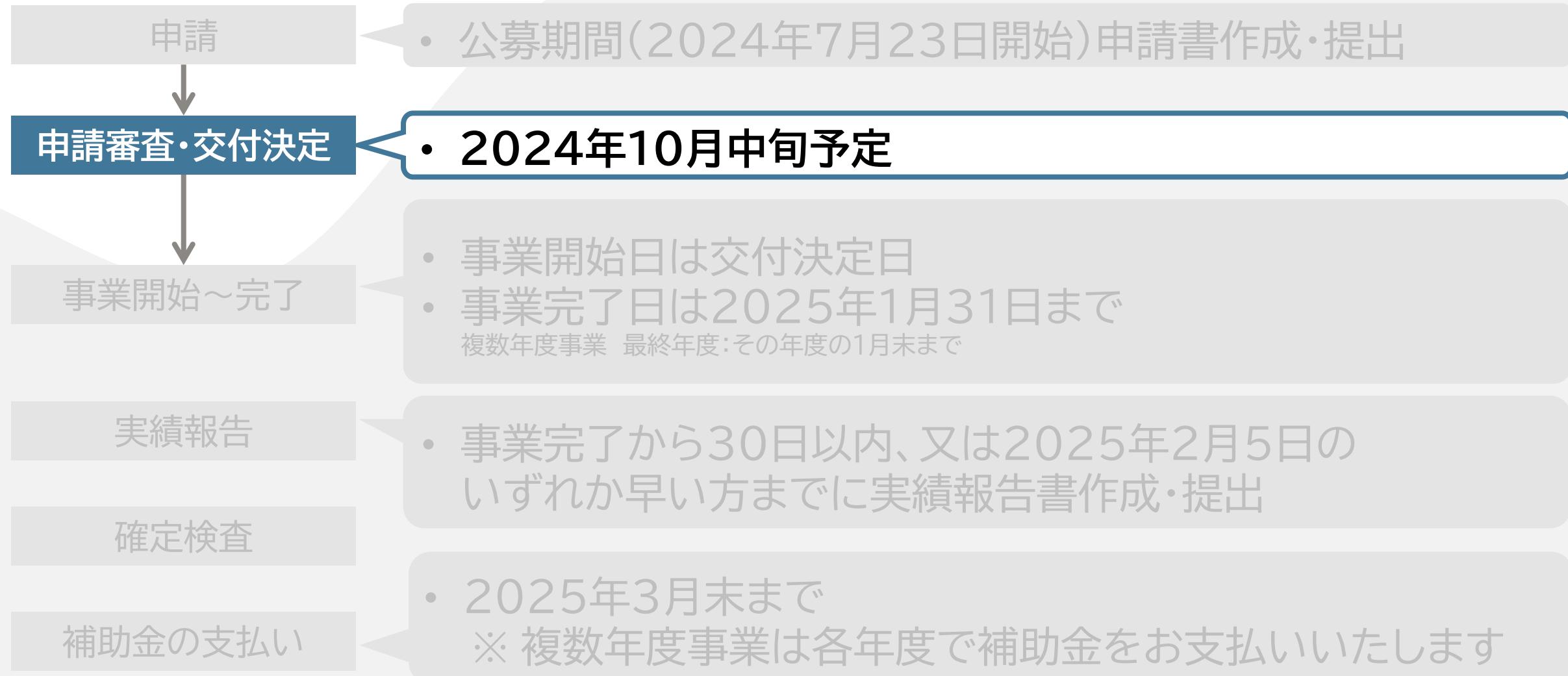


事業実施スケジュール(3次公募)



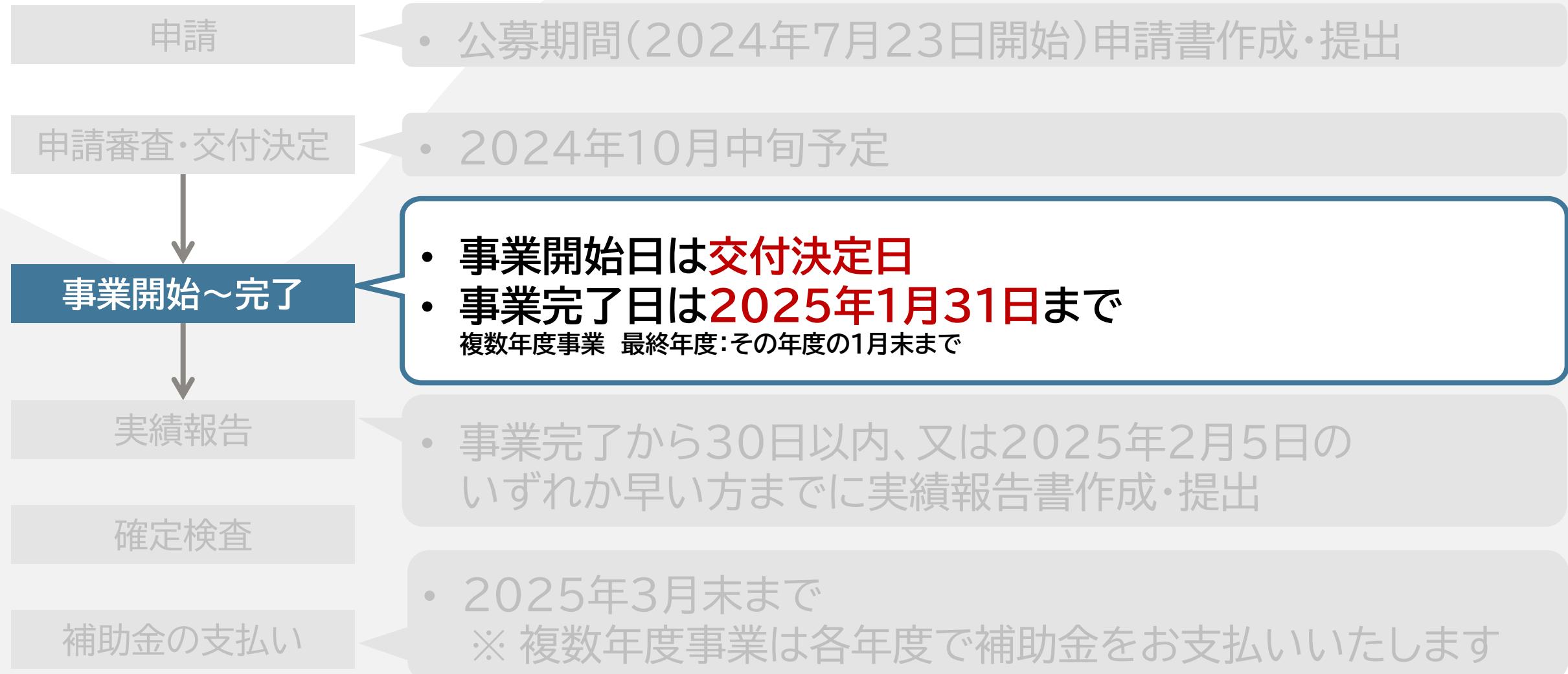
▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(3次公募)



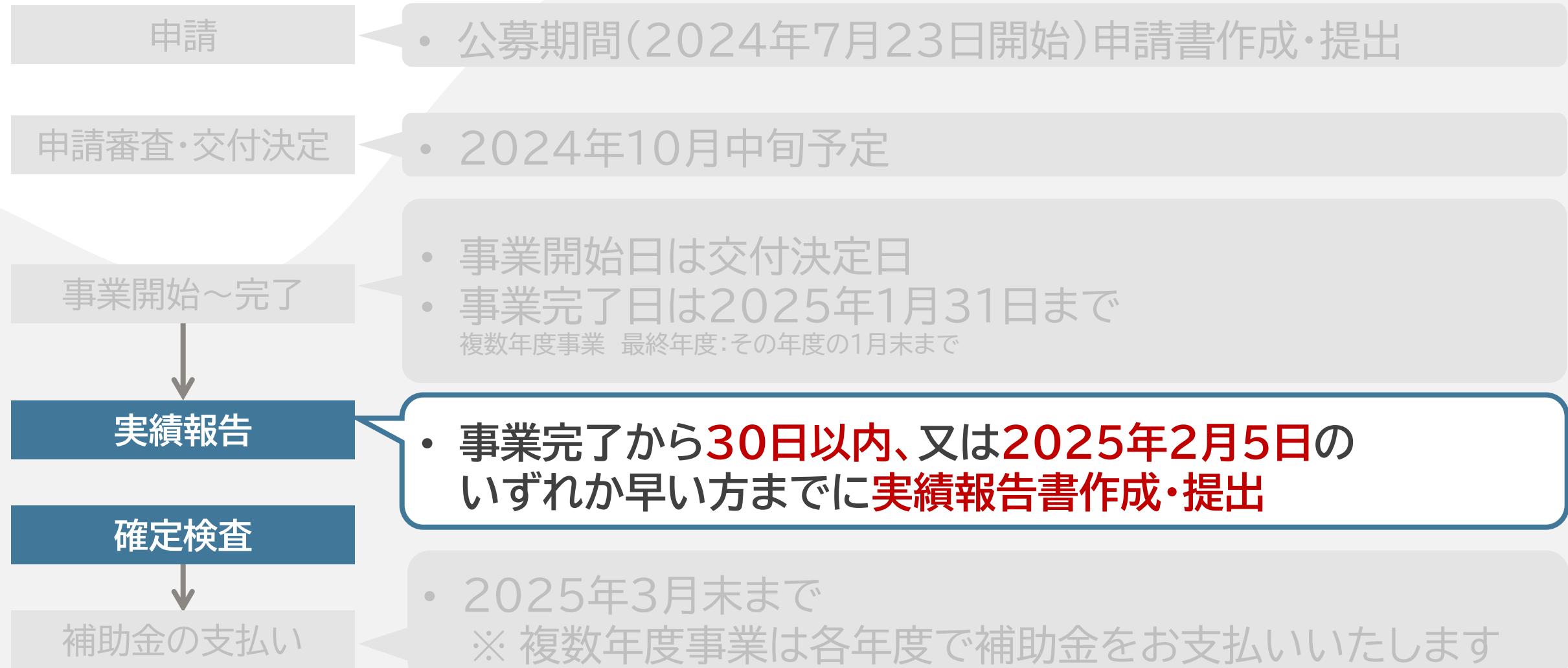
▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(3次公募)



▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(3次公募)



▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(3次公募)

申請

- ・公募期間(2024年7月23日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- ・2024年10月中旬予定

事業開始～完了

- ・事業開始日は交付決定日
- ・事業完了日は2025年1月31日まで
複数年度事業 最終年度:その年度の1月末まで

実績報告

- ・事業完了から30日以内、又は2025年2月5日の
いずれか早い方までに実績報告書作成・提出

確定検査

補助金の支払い

- ・2025年3月末まで
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

各区分の概要(I・II・IV)



工場・事業場型 (a)先進設備・システム

SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備が対象です。

➤ 補助対象設備((a)先進設備・システム)は、以下を全て満たすものとなります。

- 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
- 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定するEMSの機能要件を満たすこと
- 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 付帯設備を他社のエネルギー負荷設備(本体設備)に設置する場合は、エネルギー負荷設備(本体設備)の安全性等の保証が担保される製品である根拠を明示できること。

工場・事業場型 (b)オーダーメイド型設備①

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるものが対象です。

➤ 具体的な想定設備は、以下の通りです。

- 新規設計の設備(フルオーダー品)
 - 類似設計の設備(カスタマイズ品)
 - システム設計を伴う設備(生産設備等を組み合わせた製造ライン)
 - システム設計を伴う設備(自動化装置等を組み合わせた製造ライン)
- **塩害仕様への変更、取り付け工具の変更等、単なるオプションの追加や組み合わせ設備等は補助対象外です。**

工場・事業場型 (b)オーダーメイド型設備②

➤ 補助対象設備((b)オーダーメイド設備)は、以下を全て満たすものとなります。

- 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、
その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
- 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定するEMSの機能要件を満たすこと
- 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している
設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

➤ 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、
既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備となります。

工場・事業場型 (a) (b) 共通事項

導入予定設備のエネルギー使用量の計測にEMSを使用する場合

- (I) 工場・事業場型で新設するEMSは、補助対象経費(設備費)に含めることができます。

No.	項目	EMSを設置する場合の主な要件
1	エネルギーの計測	見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。
2	見える化	電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。
3	接続機器の制御	省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。
4	制御ログの保存	制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。

➤ 各項目の詳細は公募要領をご確認ください

事業区分(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型の対象となる事業は、脱炭素を目的とした電化、又は燃料転換を伴う設備更新を行うものが対象です。

なお、温水・熱等を供給するもののうち低温域(一般的なヒートポンプで対応可能な温度領域)については、電化のみを対象とする。

※ (Ⅱ)の場合は、複数年度事業は最大で2年度事業にする。

➤ Ⅱ型の対象となる事業は以下の通りです。

電化に該当する事業

- ・ 石炭・石油等の化石燃料を使用する設備から、電気を使用する設備へエネルギー転換する事業

脱炭素を目的とした燃料転換に該当する事業

- ・ 石炭・石油等の化石燃料を使用する設備から、より低炭素なガス等の化石燃料へエネルギー転換する事業

※ プロセス全体としてエネルギー使用量を削減することを目的に、既存設備のボイラ等と併用して新たな高効率設備のヒートポンプ又はコーチェネレーションを導入する事業も対象とする(新たな高効率設備のエネルギー種別は、既存設備の燃料から転換する場合に限る)。

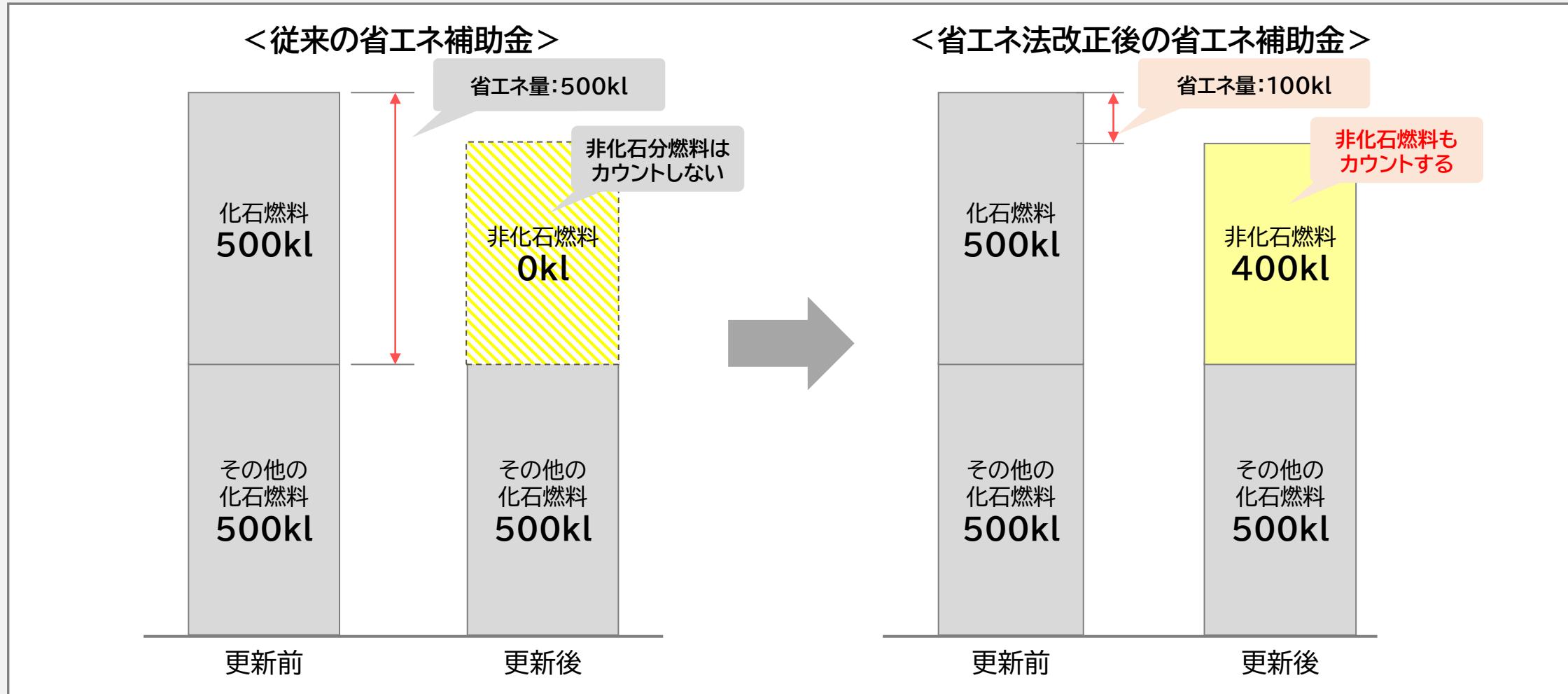
電化・脱炭素燃転型②

➤ 補助対象設備((c)指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等)は、以下を全て満たすものとなります。

- 国内で既に事業活動を営んでおり、エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備を補助対象設備へ更新して脱炭素につながる電化や燃料転換を図ること
※ 但し、導入予定設備の性能(エネルギー消費効率等)が既存設備と比べて低く、省エネルギー化が図れない設備更新の場合は、補助対象設備とは認められない
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

非化石化の考え方(非化石化工エネルギーの転換イメージ)

- 省エネ法改正に伴い、非化石燃料もエネルギー使用量としてカウントすることになりました。要件等については公募要領をご確認ください。



SIIが定める要件を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。

- (d) EMS機器の主なシステム要件は以下の通りです。

エネルギーの計測について

- 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること
- 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする
- ガス・石油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする

データ保存

- SIIが指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること

➤ その他要件は公募要領をご確認ください。

エネルギー需要最適化型を含む場合の留意点

- エネルギー需要最適化型を含め申請をする場合は、以下に留意してください。
 - ・ 補助事業者はエネマネ事業者との間で、エネルギー管理支援サービス契約を締結すること
 - ・ 補助事業者はエネマネ事業者へ交付申請、実績報告、成果報告等に係る手続きの依頼が可能
但し、補助事業者は必ずエネマネ事業者と情報共有し、両者が必ず同じ認識のもと手続きを行うこと
 - ・ 補助事業者は、導入したEMSを活用し、省エネルギー計画の達成に努めること
 - ・ エネルギー管理支援サービス契約が終了するまでに補助事業者自らがEMS機能を活用できるようになること
 - ・ 補助事業の完了後も、エネルギー管理支援サービス契約期間中は、契約に基づき、エネマネ事業者より、省エネ診断等による運用改善提案を受け、更なる省エネルギー事業を実施すること

申請方法について



申請方法①

- ▶ 補助対象設備を導入する事業であり、その省エネルギー効果が事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)のいずれかの事業要件を満たす必要があります。
- ▶ なお、事前に登録・公表を行わない(b)オーダーメイド型設備を除き、(a)、(c)、(d)の補助対象設備は予めSIIが公表した設備とします。

事業区分	補助対象設備	各区分の設備を単独、又は組み合わせて導入が可能です。
(Ⅰ)工場・事業場型	(a)先進設備・システム	各区分の設備を単独、又は組み合わせて導入が可能です。
	(b)オーダーメイド型設備	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	(c)指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等	
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	(d)EMS機器	



申請方法②

- 組み合わせ申請を行う場合、複数の事業区分の中から申請する事業区分を決め、事業要件、及び省エネルギー効果の要件を満たす事業区分で交付申請書1通を作成します。
- 組み合わせ申請を行う場合の申請手順は次の通りです。

STEP1

補助対象設備が紐づく事業区分を確認する

事業区分	補助対象設備
(I)工場・事業場型	(a)先進設備・システム
	(b)オーダーメイド型設備
(II)電化・脱炭素燃転型	(c)指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等
(IV)エネルギー需要最適化型	(d)EMS機器



STEP2

導入予定設備の省エネルギー効果を算出する

申請方法③

STEP3 (a)(b)(c)の算出結果を合算し、1つの補助事業としての省エネルギー効果を算出する

STEP4 算出した省エネルギー効果の値を、事業区分(Ⅰ)の省エネルギー効果の要件と比較する

STEP5 補助事業が満たす事業要件、及び省エネルギー効果の要件を確認し、申請パターンを決定のうえで申請を準備する。



(Ⅳ)エネルギー需要最適化型は事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)に追加して実施が可能

POINT

(c)はどの事業区分との組み合せであっても、
(Ⅱ)の補助率となります

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型は組み合わせ申請であっても、(d)EMS機器のみで省エネルギー率を算出し、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の省エネルギー効果の要件を満たす必要があります。

申請パターン例① <事業区分(I)(a)先進設備・システムで単独申請の場合>

STEP1

導入予定設備として(a)先進設備・システムを選択する



事業所X

導入予定設備を選定

(a)
先進設備・システム

STEP2

省エネルギー効果を算出し、(I)の先進要件を満たすか確認する

原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たすか。

- ①省エネ率+非化石割合増加率:**30%以上**
 - ②省エネ量+非化石使用量:**1,000kl以上**
 - ③エネルギー消費原単位改善率:**15%以上**
- ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外



(a)の補助率
が適用

STEP3

(I)工場・事業場型として申請する

申請パターン例② <(a)(b)設備を組み合わせ、事業区分(I)の先進要件で申請>

STEP1 導入予定設備として(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備を選択する



導入予定設備を選定

(a)
先進設備・システム

(b)
オーダーメイド
型設備

事業所Z

STEP2

(a)(b)導入予定設備の省エネルギー効果を算出し(I)の先進要件を満たすか確認する。

STEP3

(I)の先進要件として申請する

(a)
の補助率

(a)
先進設備・システム

(b)
オーダーメイド
型設備

(b)
の補助率

申請パターン例③ <(a)(b)設備を組み合わせ、事業区分(I)のオーダーメイド要件で申請>

STEP1 導入予定設備として(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備を選択する

STEP2 (a)(b)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(I)のオーダーメイド要件を満たすか確認する。



先進要件を満たさないが、オーダーメイド要件を満たす

STEP3 (I)のオーダーメイド要件として申請する

(a)先進設備・システムが、(b)の設備要件を満たす場合、(b)の補助率が適用されます。

(b)
の補助率

(a)
先進設備・システム

(b)
オーダーメイド
型設備

(b)
の補助率

組み合わせ申請の留意事項①

事業区分(I)の高い省エネルギー効果の要件を満たすために、組み合わせて申請することが認められますが、以下の点に注意してください。

(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備を組み合わせる場合

- ・ 事業全体で事業区分(I)の先進要件を満たす場合のみ、
(a)先進設備・システムの補助対象経費は(a)の補助率となる
併せて組み合わせた(b)オーダーメイド型設備は(b)の補助率となる
- ・ (a)先進設備・システムを組み合わせても、事業区分(I)のオーダーメイド要件しか満たさない場合、(a)が(b)オーダーメイド型設備の設備要件を満たす場合には、(a)(b)とも(b)の補助率となる

組み合わせ申請の留意事項②

(d) EMS機器を組み合わせる場合

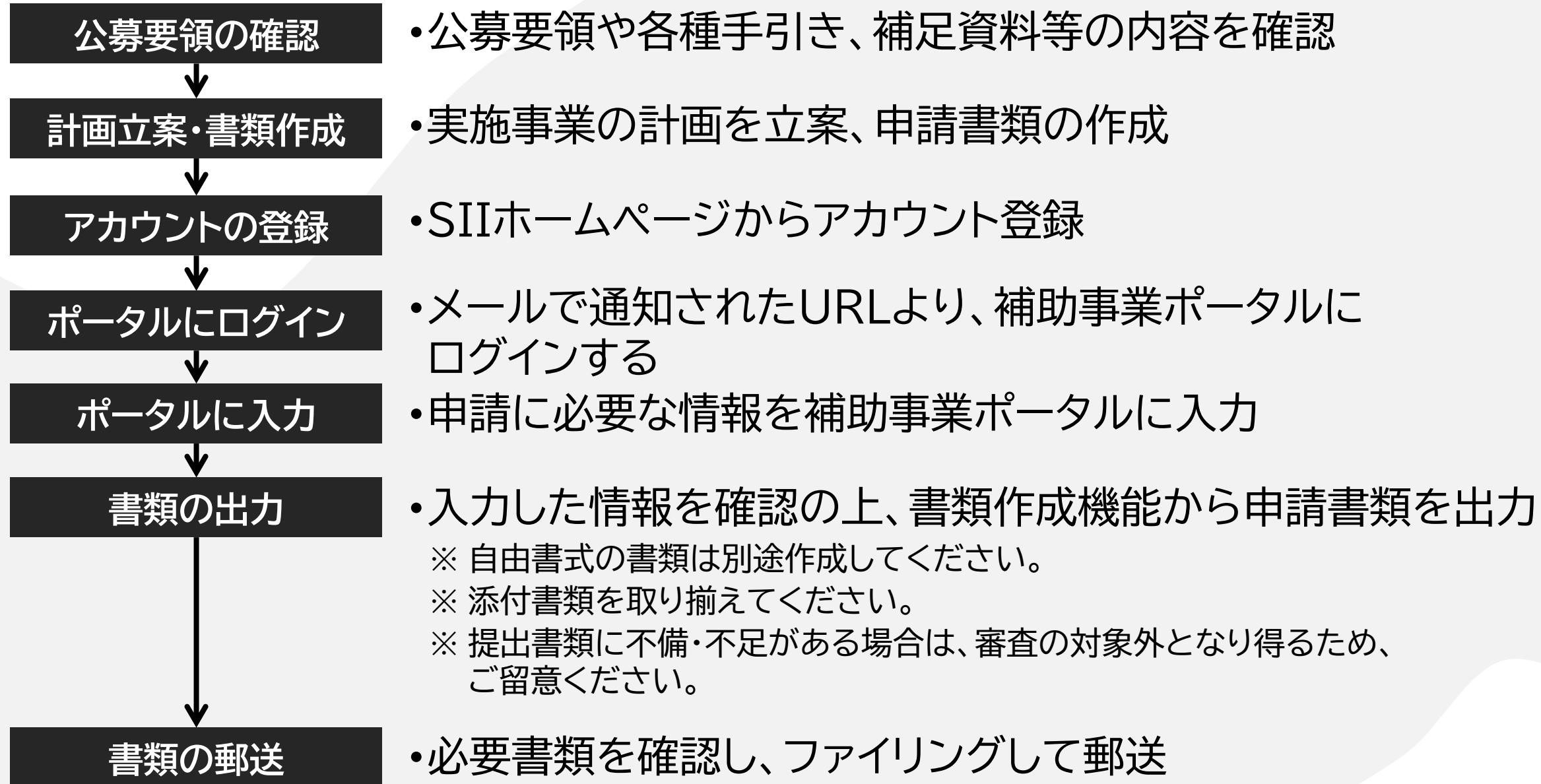
- (d)EMS機器は(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備と組み合わせであっても、(d)EMS機器のみで省エネルギー効果を算出し事業区分(IV)の省エネルギー効果の要件を満たすこと



交付申請以降の流れ



交付申請の手順



申請にあたっての留意点

書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

見積書について

見積書は(a)先進設備、(b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備、(d)EMS機器の補助対象設備ごとに取得し、補助対象経費の内訳を設計費、設備費、工事費に分けて作成してください。

写し(コピー)を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写しをとり、事業者にて必ず保管してください。**



公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。

審査について①

➤ 審査項目、評価項目は以下の通りです。

審査項目

- ・補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- ・補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- ・補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること

評価項目

- ・計画省エネルギー量
 - ・計画省エネルギー率
 - ・経費当たり計画省エネルギー量
(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)
- ※ 非化石設備を導入する場合は、「非化石使用量」及び「非化石割合増加率」も考慮する。

審査について②

評価項目(続き)

- ・中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、または、同法に基づき経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業
- ・ベンチマーク改善に資することが認められる事業 ※企業体が大企業の場合は除く。
- ・中小企業者等の省エネルギー事業
- ・2021年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
- ・省エネ法定期報告書(令和4年・令和5年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業
※事業区分(Ⅱ)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ・サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO₂排出削減について対外的なコミットをしており、かつ、申請事業者が当該サプライチェーンに入っていることが確認できる事業
- ・資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた事業者が行う省エネルギー事業

▶ その他評価項目は公募要領をご確認ください

交付決定について

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、
交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。



補助事業の実施

補助事業の開始

- ・ 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- ・ 事業の実施に当たっては3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること

中間報告

- ・ 別途定める期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること



実績報告及び補助金の確定

補助事業の完了

- ・ 補助対象事業者が導入した補助対象設備等を検収のうえ、
補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって完了とします。
- ・ 原則、2025年1月31日(水)までに補助事業を完了させてください。
※ 複数年度事業は、各年度3月末までに、必要な補助対象経費を報告すること。
なお、最終年度は、その年度の1月末までに補助事業を完了させること。

実績報告及び補助金の確定

- ・ 事業完了日から30日以内又は2025年2月5日(水)のいずれか早い日までに、
補助事業の実施体制に関する資料含め全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。
► SIIにて実績報告を受理した後、書類検査を行い、補助金額を確定します。
(一部の事業については現地調査を行います)

その他注意事項

交付申請後の変更等

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わることは速やかにSIIに変更届を提出してください。

取得財産等の管理

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、予めSIIの承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

電話番号

(I)工場・事業場型

(a)先進設備・システム **03-5565-3840**

(b)オーダーメイド型 **03-5565-4463**

(II)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

受付時間

10時～12時、13時～17時まで
(土日祝日を除く)

ホームページ

<http://sii.or.jp/>

